

◎新潟県告示第632号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定により次のとおり許可を取り消した。

平成29年5月12日

新潟県知事 米 山 隆 一

- 1 処分をした年月日 平成29年4月28日
- 2 被処分者の商号、代表者の氏名 誠信工業株式会社 代表取締役 丸川 朗広
- 3 主たる営業所の所在地 新潟県新発田市城北町3-8-2
- 4 許可番号 新潟県知事（般-27）第44732号
- 5 処分の内容 とび・土工工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 6 処分の原因となった事実

誠信工業株式会社の役員が、覚せい剤取締法違反により、新潟地方裁判所新発田支部から懲役1年10月の判決を受け、平成22年3月12日に刑が確定していたにもかかわらず、平成27年4月17日付けの建設業許可申請書に、建設業法第8条各号に規定する欠格要件に該当しない旨を記載した誓約書及び賞罰がない旨を記載した略歴書を添付し、不正の手段により同年5月12日に建設業の許可を受けた。

このことが、建設業法第29条第1項第5号に該当すると認められる。